

# Pragma Letter

## プラグマレター

最新情報をお届けします  
2025年  
7月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。  
7月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

### 給与・社会保険



### ・労働保険料の年度更新

概算・確定保険料の申告納付 6/2 ~ 7/10

### ・算定基礎届の提出 7/1 ~ 7/10

(組合健保の場合は、別途指定日があるところもあります)

### 「育児・介護休養法」改正の対応はお済みでしょうか。

今年度は4月1日および10月1日と、段階的な改正施行となっております。  
改正には就業規則や規程の改訂が必要となる内容がありますので改訂をご検討の際は、ぜひプラグマへご依頼ください。

### 会計・税務

7/10 (木)	6月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限 納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付期限
7/15 (火)	所得税の予定納税額の減額申請の期限
7/31 (木)	5月決算法人の確定申告の期限 <法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・法人事業所税・法人住民税> 11月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・法人住民税>（半期分） 所得税の予定納税額の納付の期限（第1期分）

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

※ご注意※

このスケジュールやトピックスは給与・社会保険・会計・税務全般の内容となります。それぞれのお客様には該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

## 労務情報 ] ROUMU INFORMATION

パワハラ相談が令和2年度調査比+16%！

社会保険労務士法人プラグマ

匿名性高い外部相談窓口の導入支援をスタート

ハラスメント相談窓口を社内に設置して安心していませんか？

【外部設置】の場合、匿名性と中立性が守られ、従業員の本音を聞き出せます。企業にとっては“気づけなかつたリスク”的早期発見と、誠実な対応が件数軽減につながります。

【外部設置】では、

- 匿名性・中立性が守られ、心理的ハードルが下がる
- 法的観点も踏まえた適切な対応ができる
- 社内での運営負担が軽減され効率的に運用ができる
- 第三者視点で公正・中立な対応が可能

というメリットがあります。

実際にハラスメント相談窓口を【外部設置】し、委託先との社内連携を強化することで積極的に取り組んでいる企業では改善もみられています。ご検討の際は、ぜひプラグマへご依頼ください。

2025年6月より

### 熱中症防止対策が義務化

になりました。

一 热中症防止対策の義務化とは

2025年6月1日より、事業者の熱中症防止対策が義務化されています。義務化の対象となる作業を行う可能性があるかどうかを確認し、可能性がある場合は対応しましょう。

対策義務化の対象となる作業	・WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下 ・連続1時間以上又は1日4時間以上の作業が見込まれる
必要な対策	<p>「体制整備」・「手順作成」・「関係者への周知」</p> <p>① 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つめた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知</p> <p>② 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、 ①事業所における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の周知 ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するため必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知</p>

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。  
常によりそう。共によろこぶ。



プラグマ  
WEB

